

外国人人材配置基準の見直しを提案

～令和3年度介護報酬改定の効果検証等の調査票も提示～

第212回介護給付費分科会では、令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和4年度調査）の調査票等と、外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱等に関して議論が行われました。配置基準の見直しについて、「賛成」「反対」「更なる検討が必要」と委員の間で意見が分かれ、提案を再検討することになりました。

【要件】

外国人介護人材の配置基準の見直し

EPA介護福祉士候補者・技能実習生について、一定の要件を付すことで、**就労開始直後から人員配置基準に参入することにしてはどうか**という見直しの方向性が示された。

- ・法人の理事会で審議・承認
- ・都道府県等への報告
- ・厚労省から都道府県・事業者に対し、就労後6ヶ月未満の外国人介護人材について、
1) 報酬の額を、日本人と同等以上
2) 介護保険法に基づく介護サービスの実施状況等に対する運営指導が必要

民間介護事業推進委員会 稲葉雅之代表委員の発言

日本人の介護職賃金と比較して、外国人人材には様々な経費がかかり、低くはない人件費を事業者が負担している。さらに、

現状6か月の未算定期間があることで制度に前向きになれない事業者も存在する。

（介護の）質を落とさないために十分な配慮を前提として、就労・実習開始食後から人員配置基準に参入できる案に賛成で、前向きに検討してほしい。

*令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和4年度調査）

- (1) 都市部、離島や中山間地域などにおける令和3年度介護報酬改定等による措置の検証、地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業
- (2) 介護保険施設のリスクマネジメントに関する調査研究事業
- (3) 介護保険施設における医療及び介護サービスの提供実態等に関する調査研究事業
- (4) L I F Eを活用した取組状況の把握および訪問系サービス・居宅介護支援事業所におけるL I F Eの活用可能性の検証に関する調査研究事業
- (5) 介護現場でのテクノロジー活用に関する調査研究事業

配置基準見直しへの意見

◎技能実習制度は技能の習得、EPAは就労研修が目的であり、制度の趣旨を踏まえれば、安易に参入要件の緩和は反対である。

◎日本労働組合総連合会
◎入職時点での配置基準への算入には反対。家族の立場では不安が大き
い。
◎認知症の人と家族の会
◎理事会での承認が必要という要件は、実情に応じた柔軟な対応ができ、重要な要件であり適切であると考える。

◎全国老人福祉施設協議会
◎日本人と同等に扱う、基準に算入することは賛成。しかし、今回示された調査では、調査人数が少なく理解を得るのは難しいのではないかと

◎日本慢性期医療協会
◎もう少し精密なデータを収集する必要があり、外国人本人に対してアンケートも必要ではないか。

◎高齢社会をよくする女性の会
◎特定技能については、創設時から人員基準として算定できるように
なっており、EPA、技能実習など
留資格によって異なる扱いを避ける
意味でも提案に賛成

◎日本介護支援専門員協会
◎施設によって、サービス提供加算
が取得できていたのに、急に分母が
増えて取れなくなる可能性があるの
ではないか？
◎全国老人保健施設協会
◎回答↓理事会での審議承認が必要
という要件で、柔軟な対応が可能